



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 北川 鉄 工 所
代表者名 取締役社長 北川 祐 治
(コード番号 6 3 1 7 東証 第 1 部)
問合せ先 常務取締役経営管理統括
安 藤 攻
T E L 0847 - 45 - 4560

内部統制システムの構築の基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、内部統制システムの構築の基本方針として、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

記

1 . 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、従業員を含めた行動規範としてキタガワ企業行動憲章（キタガワ・ビジネス・プリンシプル）及びキタガワ自主行動基準（キタガワ・ビジネス・ガイドライン）を定め、これを遵守する。

取締役会については取締役会規定が定められており、月 1 回の定例取締役会の開催と、必要に応じた臨時取締役会の開催によって、相互の意思疎通を図ると共に、相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令定款違反行為を未然に防止する。

また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、監査役の監査対象になっている。取締役が他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。

なお、業務の適正を確保するための組織規定及び事務関係手続規定の各種制度は取締役の行為にも向けられており、その整備、確立も取締役の法令違反行為の抑制、防止に寄与するものである。

2 . 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する件

取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び社内規定に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存を行なう。

また、情報の管理については内部情報管理規定を定めて対応し、個人情報については個人情報保護規定に基づき厳格に管理を行なう。

3 . 損失の危険に関する規定その他の体制

当社を取り巻くリスクとして、経営環境動向、法律対応、製品品質、販売及び調

達価格、海外取引、天災事変等、さまざまな事業上のリスクが想定される。

全取締役を委員とするリスク管理委員会を組織し、全社のリスク管理にあたり、業務執行に係るリスクを認識するために、各事業部門ごとにリスク管理委員会をもうける。部門ごとのリスク管理委員会は事業部長を委員長とし、その下にリスクの管理責任者を定める。総体的な経営リスクについては、各部門会議、取締役会、経営会議にて分析対応を検討し管理する。不測の事態が発生したときは社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含んだアドバイザーチームを組織して迅速に対応し、損害の発生防止及びその極小化に万全を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を招集する。また、原則毎週常務以上のマネジメントチームミーティングを行い、当面の課題事項の議論をするほか、毎月1回は取締役事業部長をくわえた拡大ミーティングを行なって緊急事案の決定を行なう。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、職務分掌権限規定において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基本として、キタガワ企業行動憲章（キタガワ・ビジネス・プリンシプル）及びキタガワ自主行動基準（キタガワ・ビジネス・ガイドライン）があり、その運用についてはコンプライアンス規定を定める。社長を委員長とする内部統制委員会を設置して、内部統制システムの構築、維持、向上を推進すると共に、その下部組織としてコンプライアンス委員会を組織して、体制の整備及び維持をはかる。
- (2) 取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告すると共に、遅滞なく取締役会にて報告するものとする。
- (3) 当社は相談通報体制を設け、取締役、従業員が社内外においてコンプライアンス違反行為が行なわれたり、行われようとしていることを知ったときには、総務部長、監査役、顧問弁護士または税理士に通報しなければならないこととする。会社は通報者に対して不利益な扱いを行なわない。
- (4) 監査役は当社の法令遵守体制及び相談通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができる。

6. 当社企業グループ（当社及び関係会社）における業務の適正を確保するための体制

当社の企業グループ各社は、キタガワ企業ビジョンを共有し、すべての企業グループに適用するキタガワ企業行動憲章（キタガワ・ビジネス・プリンシプル）及びキタガワ自主行動基準（キタガワ・ビジネス・ガイドライン）をもとに各社で諸規定を定めて業務の運営を行なう。

グループ会社が参加する経営会議を年2回開催し、当社意向の徹底と問題の共有を行い、毎月の取締役会においてもグループ各社の状況把握と対策を協議する。

グループ各社には各社社長をコンプライアンス担当責任者として、コンプライア

ンス体制を構築し、本社コンプライアンス委員会は各社のコンプライアンス担当者に指導、指示を行なう。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社には、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役から要請があった場合は、直ちに監査役の業務補助のために監査役補助者を任命することとし、その人事については監査役会と取締役会との協議により行なう。

8. 監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

取締役及び従業員は、当社の業務または業績に重要な影響を及ぼす恐れのある事実を発見したときには、法令に従い直ちに監査役に報告する。また監査役はいつでも必要に応じて取締役、従業員に対して報告を求めることができる。

また、監査役は、取締役会はもとより経営会議をはじめ全ての重要会議に自由に出席して、意思決定の過程及び業務の進捗状況を把握すると共に、状況の説明を求めることができる。

以 上